

## 第7章 各主体の役割・取り組み体制

### 1 市民・事業者・行政の役割

良好な景観をまもり、つくり、そだて、いかし、次世代に継承していくには、市民・事業者・NPO・行政等が、それぞれ景観に対して深い関心と共通の認識を持ち、互いに心を通わせ対話と協力をしながら、自主的かつ自発的に取り組むことを基本として、協働の景観まちづくりの推進にむけ、市民・事業者等の役割に応じた取り組みを行っていきましょう。

#### (1) 市民の役割

##### 【地域の景観を知りましょう】

- 市民は、まちの「主役」として地域の環境に関心を持ち、自らの家も景観をつくる要素の一つであることを認識しましょう。
- 住まいのまわりや、身近な地域にどのような自然・歴史・文化があるのかを調べてみましょう。
- わがまちの景観を楽しみましょう。

##### 【景観に配慮しましょう】

- 家の周りや地域の清掃、緑化等に取り組みましょう。
- 外壁や塀等の汚れや傷みも景観を乱します。良好なまちなみを保つためにも適切な維持・管理に努めましょう。
- ごみのポイ捨て、違法駐車や路上駐輪等の迷惑行為も景観を乱します。身近な生活行動も景観に影響することを再認識し、マナーをまもりましょう。
- 決められたルール・申し合わせ等をまもるとともに、新築・改築・修繕等にあたっては地域の景観との調和に配慮しましょう。

##### 【景観の質を高めましょう】

- 玄関や窓辺を花で飾る、適度な灯りの照明で夜景を演出する等、生活空間を彩りましょう。
- 景観まちづくりを実践する活動、景観形成のルールづくり等の活動に自主的に参加しましょう。
- 市の実施する景観施策・まちづくり施策に協力しましょう。

##### 【大人からこどもまで、みんなで協力して景観形成に取り組みましょう】

- 世代を超えて、大人からこどもまで、景観に親しみ、楽しく関わっていきましょう。
- ご近所で、あるいは気の合う仲間を募り、緑化、歴史・文化の発見等、共通の話題やテーマを持つものどうしがみんなで協力する等、地域や市全体の魅力を高める景観形成の取り組みを進めましょう。

## (2) 事業者の役割

### 【地域の景観を知りましょう】

- 事業者は、企業市民として地域の景観に関心を持ちましょう。
- 景観資源を地域の共有財産としてとらえ、大切にしていきましょう。

### 【景観に配慮しましょう】

- 新たな建築行為や開発行為の際は、地域の景観を十分に把握し、良好な景観の形成及び周辺との調和に努めましょう。
- 事業所等の施設や屋外広告物等の美観維持に努めましょう。

### 【景観の質を高めましょう】

- 市民に親しまれる事業所・商業施設等にしていきましょう。
- 事業所等の施設も、地域景観を形成する重要な要素であることから、景観形成のためのルールづくりに住民とともに参加し、取り組みましょう。
- 市の実施する景観施策・まちづくり施策に協力しましょう。

### 【事業者同士で協力して景観形成に取り組みましょう】

- 事業者で構成する団体等で協力しながら、美化やにぎわいの創出に寄与するイベント等の実施、地域の演出を通じて、地域や市全体の魅力を高める景観形成の取り組みを進めましょう。

## (3) 行政の役割

### 【先導的役割を担います】

- 各種公共事業においては良好な景観形成の先導的役割を担います。

### 【景観の形成を支援・誘導します】

- 市民や事業者が主体となる景観形成に向けた活動を促すため、景観の形成に関わる活動の支援を行います。
- 景観への配慮を促すため、事業者の建築・開発行為等に対する指導・誘導・規制を行います。

### 【景観の形成に総合的に取り組みます】

- 優れた景観の顕彰等、市民・事業者等の景観形成に対する意識の醸成を図ります。
- さまざまな場面で景観意識の醸成に役立つ啓発を行う等、広範囲にわたる景観形成への取り組みを進めます。
- 都市計画、文化財、みどり、コミュニティ等、景観に関する部局が相互に連携して良好な景観形成に取り組みます。
- 豊中らしさのある景観形成に向け、歴史・文化・伝統の継承に努めます。
- 本市の良好な住宅地に代表される都市景観のイメージを積極的に発信し、都市ブランドの構築や定住の促進等につなげる取り組みを進めます。

## 2 都市景観形成に向けた体制

良好な都市景観の形成にあたっては、取り組みを推進していくための体制整備が必要となります。そのため、景観に関する事項について専門的に審議する体制とあわせて、庁内での施策推進のための体制の整備を進めます。また、市民・事業者・NPOの取り組みを支援する体制の整備を進めます。

### (1) 審議体制

#### ①都市景観・屋外広告物審議会

- 市長に意見を述べる機関として、景観行政及び屋外広告物行政の方向性やあり方等に関して審議を行うとともに、景観に関する事項の調査や研究、検討を行います。また、本計画が適切に運用されているか進行管理の審査役を担うとともに、計画や施策等の見直し等に関する助言等を行います。

#### ②都市計画審議会

- 都市景観は都市計画との連携も必要であり、景観計画の策定及び変更（本計画の第8章が該当）に際して、「都市計画審議会」の意見を聞くことが景観法で規定されていることから、景観計画については都市計画の観点からの意見を反映させていきます。

### (2) 専門家・団体

#### ①都市デザインアドバイザー

- 建築物等の計画・設計にあたって、専門的な見地から助言を行うことを目的に設置しており、景観法に基づく届出に対する助言、公共事業におけるデザイン調整のほか、市民からの景観まちづくり相談等、景観まちづくり全般にわたる助言を行います。

#### ②景観整備機構

- 景観法に基づく「景観整備機構」として専門組織やNPO等を指定することを検討し、専門性をいかした調査・研究や、研修会・勉強会の開催、景観重要建造物の管理等、各団体の得意とする能力や技術力をいかし、市と協働で景観形成に取り組みます。

### (3) 庁内体制

- 部局間の連携から、事務・事業段階での連携・調整等、各段階に応じた効果的な組織体制をととのえます。
- 景観形成に対して庁内での施策の調整、連携事項の検討等を行う体制を整備し、都市景観・屋外広告物審議会や都市デザインアドバイザー等と連携しながら施策の推進を図ります。

### (4) 関係団体等との連携

- 広域の景観は市域・府域を超えて連担するものであり、大阪府や隣接する近隣の自治体、景観形成に関連する関係機関((独)都市再生機構(UR都市機構)、大阪府住宅供給公社、警察等)とも、景観施策の協調・連携を図ります。

### (5) 市民・事業者・NPOの取り組みとの連携

- 市民・事業者・NPOが景観について関心を持ち、自ら景観形成に取り組んでいくにあたって、協力しやすい体制づくりを促します。必要に応じて、市民や事業者・行政、関係機関等により構成する景観協議会のしくみも活用します。
- 地域単位での自治会や協議会での活動、テーマに沿った各種グループ単位での活動、さらには市全体での情報交換・交流の活動について、環境やみどり、コミュニティ等各分野での支援体制と連携を図り、具体的な活動への支援とルールづくり等景観形成の取り組みのステップアップを促します。
- 教育部局等と連携を図り、景観に関する教育・学習の機会づくりに協働で取り組みます。

## 3

### 計画の進行管理

具体的な景観形成の施策・事業等を計画(Plan)し、効果的に実施(Do)し、その実施状況・結果を確認、検証(Check)した上で、次期計画にその成果を反映し改善の取り組みへつなげる(Action)「PDCAサイクル」を用いて進行管理を行います。

- 本計画は、基本的・普遍的事項を中心とした計画であることから、大きな社会経済情勢やまちづくりの変化等のない限り、景観形成の長期的視点に立った計画として運用していきます。
- 基本計画の別冊として策定する「豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕」は、市民・事業者・NPO・行政による景観まちづくりの取り組みの進み具合や、課題や状況に応じて「PDCAサイクル」を用いて見直す等、柔軟な取り組みができるようにします。
- 「PDCAサイクル」による進行管理においては、「豊中市都市景観・屋外広告物審議会」において検証し、計画や施策等の見直しに反映します。